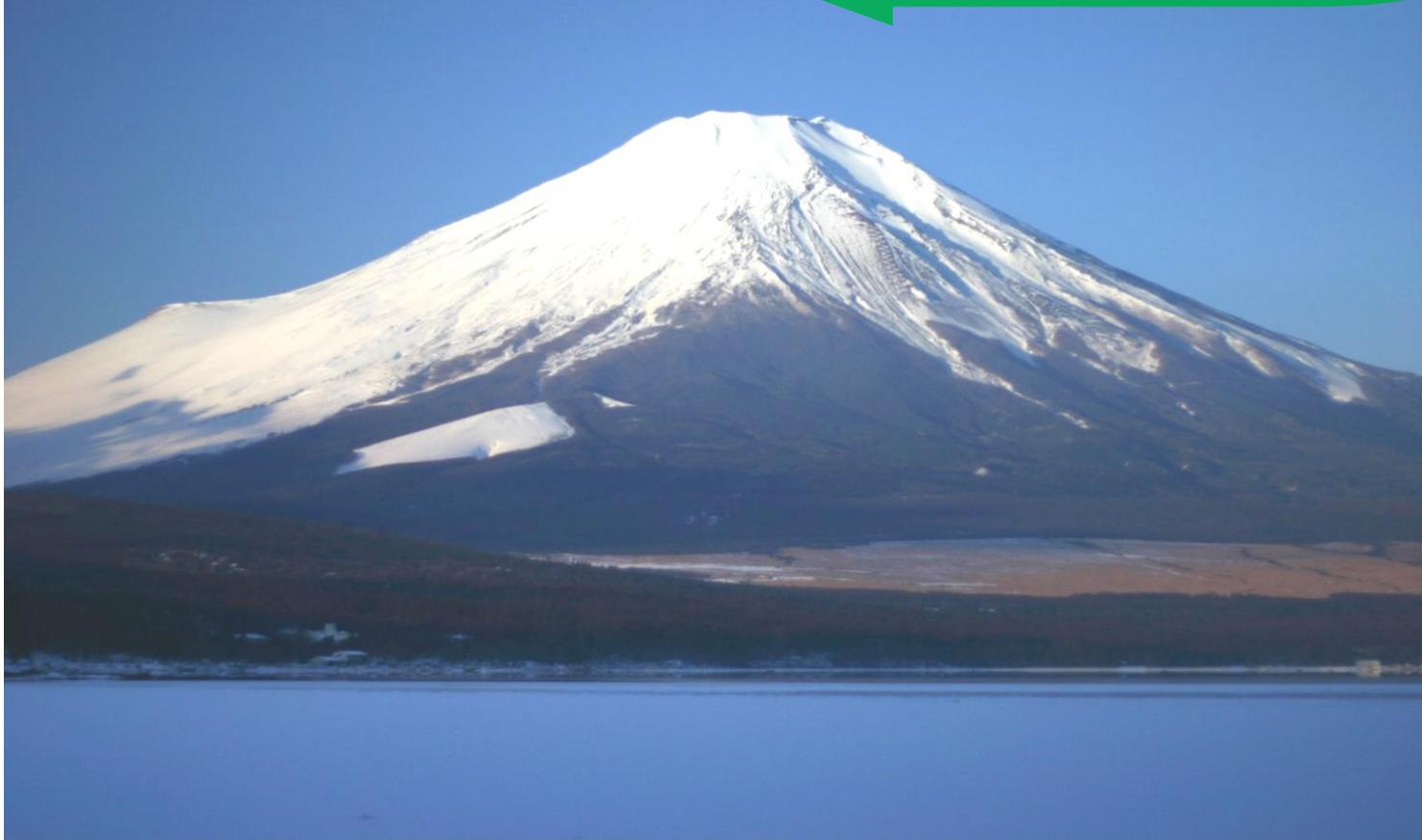


山梨県移住支援事業

東京圏からの移住をお考えの方に！



移住先市町村から移住支援金

が交付されると住宅ローン金利が低くなる！！



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

【フラット35】Sで
さらに金利を
引下げ

当初**10年間**の借入金利 年**0.3%**引下げ
【フラット35】地方移住支援型

制度のある市町村などの詳細情報は、
以下のサイトをご覧ください。

やまなし移住・定住総合ポータルサイト

<https://www.iju.pref.yamanashi.jp>

移住支援金制度に関するお問い合わせ先は、

各市町村の移住担当窓口または

山梨県リニア未来創造局二拠点居住推進課 ☎055-223-1850



【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話などは、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。))



世界に誇る日本のシンボル
その歴史や文化を後世へ

山梨県



太古から信仰の対象として人々に崇められ、数多くの芸術作品を生み出している富士山は、平成25年に世界文化遺産へ登録されました。世界に誇る日本の象徴として、その貴重な歴史や文化とともに後世に継いでいきます。

写真提供：やまなし観光推進機構

① 移住支援金制度(山梨県出身者も対象)

(移住元の要件)

東京圏から山梨県内の市町村に移住
(移住先に5年以上居住する方に限る)

令和2年12月21日までに移住した方
次のア、イのいずれにも該当する方

ア 東京23区に在住 又は 東京圏(埼玉、千葉、東京都、神奈川県)のうちの条件不利地域以外に在住し、東京23区へ通勤していたこと

イ アの期間が、移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上であること。

令和2年12月22日以降に移住した方
上記と同じ

※ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。

(移住後の要件)

①から④のいずれかの要件を満たすこと
(③、④はR2.12.22以降に移住した方)

① 県マッチングサイトの掲載求人へ就職

「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載されている支援金対象求人に応募し、新規就職した場合。



② やまなし地域課題解決型起業支援金の採択

やまなし地域課題解決型起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

③ 移住元の仕事をテレワークで継続

企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引き続きテレワークにより業務で実施する場合。

④ プロフェッショナル人材制度等を活用した就職

内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職したこと。
(対象については就業先の企業にご確認をお願いします。)

移住先市町村から移住支援金を交付
世帯100万円／単身60万円

【フラット35】S
さらに金利を
引下げ

②【フラット35】地方移住支援型

当初10年間 年0.3%金利引下げ

移住先市町村から移住支援金を受ける方

【フラット35】地方移住支援型をご利用いただくための要件

【フラット35】地方移住支援型をご利用いただくためには、各市町村 から、「移住支援金の交付決定通知書」の交付を受ける必要があります。

【フラット35】地方移住支援型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について



山梨県移住支援・就業マッチング
サイトについてはこちら



<注意事項>

- 【フラット35】地方移住支援型は、令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】地方移住支援型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、地方公共団体の補助事業が終了した場合も受付を終了します。【フラット35】地方移住支援型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「移住支援金の交付決定通知書」の交付を受ける必要があります。このほか、【フラット35】地方移住支援型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。【フラット35】地方移住支援型は、借換融資には利用できません。
- 【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間年0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Aプラン)と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Bプラン)があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。【フラット35】Sは第三者に貸与する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。
- 【フラット35】は第三者に貸与する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。
- 外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

(令和3年4月現在)